



鳥取市政三本の柱の信頼される市政の住民福祉の充実の近代的なまちづくり

※「花の日まつり」の行事については、「4月号」8頁をご覧ください。

このほど、地方税法の改正に伴い、市税条例が改正され、今年度の市税から実施されることになりました。

市民税関係では、昭和二十六年から据え置き個人の均等割(年額)が四百円から千二百円に引き上げられましたが、新しく、低所得者に対しては税の負担を軽減しようとする措置を講じるなど、全面的に改正をしています。

また、軽自動車税関係では、車種別の年税額の引き上げが行われています。

市民税均等割(個人)を1,200円(年額)に

25年ぶりの改定

低所得者の負担軽減も措置

主な改正内容は次の通りです。

【市民税関係】

◆市民税均等割(年額)の改正
 ▽個人均等割 二百円(旧・四百円)
 ▽法人均等割 資本・出資金額が一億円を超える法人(法人税法の公共法人、公益法人等)均等割のみを課されるもの(以外)と
 保険業法に定める相互会社で、市内の事務所などの従業者数が百人を超えるもの：四万円(旧・七千円) ②資本・出資金額が一億円を超える法人と保険業法に定める相互会社で、市内の事務所などの従業者数が百人以下のもの、および資本・出資金額が千円を超え一億円以下の法人
 ……二万円(旧・七千円) ③ ④
 ⑤以外の法人等……一万二千元(旧・四千円)

市税条例を改正

◆新しく、低所得者の税の負担の軽減をはかるため、均等割が非課税となるよう措置
 ▽これまで均等割だけを納税していた人のうち、じく一・二倍以内におさえられ前年の所得金額が、十三万円にその人の控除対象配偶者と扶養親族の数の「一」(係数)を加えた数を乗じて得た金額以下のときは、均等割がかからなくなりました。

◆軽自動車税関係
 ▽宅地等(農地以外の土地)の軽減をはかるため、最高一・三倍以上、農地(田、畑)では、同等以内、農地(田、畑)では、同等以内、農地(田、畑)では、同等以内におさえられ前年の所得金額が、十三万円にその人の控除対象配偶者と扶養親族の数の「一」(係数)を加えた数を乗じて得た金額以下のときは、均等割がかからなくなりました。

◆障害者等の非課税限度額の引き上げ
 ▽障害者、未成年者、老年者、寡婦に対する非課税限度額を六十万円から七十万円に引き上げました。

◆固定資産税関係
 ▽前年度に対して急激に高負担とならないようにするため、今年度から五十三年度までの三年間は、次のような負担調整を行います。

【例】夫婦と子供2人の場合
 妻 子供 係数
 13万円×(1+2+1) = 52万円
 つまり、50年中の所得金額が52万円以下の場合、51年度分の市民税均等割がかかりません。



51 市政雑感

金田 裕夫

演劇観賞のことなど

最近、鳥取の文化活動が活発になったといわれる。その要因は種々あると思うが、福祉文化会館の建設が、一つの契機となったことは間違いない。今後も市民文化の発展を期待する。一方、鳥取で観賞できる芸術も、各界のご努力により多面にわたり喜ばしい。特に、演劇においては鳥取演劇観賞会等のご活動もあり、しかりである。私もたびたび拝見させて頂き、いつも深い感銘を受けている。

先般、新制作座で直山青果の「江戸城総攻」を見たが、最後の西郷隆盛の演技と独白に特に強い感動をおぼえた。すなわち「ここを攻め、ここを焼き」などと考えてきたが、江戸の街を見て恐ろしくなった。さきほど裏門で、長屋衆といわし売りがあらそっていた。わずか五十文のゼニをまけると、明日の戦も知らずに、妻子を養うため五十文に命を張るいわし売りを、ああ、戦はいかんと思った。江戸総攻を明日にひかえ、下町を徘徊した西郷の述懐で、彼の偉大さを浮き彫りにしている。この直後が勝海舟との歴史的会談となる。

昨秋、人間国宝中村雁治郎の舞台を見た。私は歌舞伎について全くの素人で台詞もよくわからないし、真に芸術的な深さの理解などおぼつかないが、やはり、一流のものはそれだけの値打ちがある。演劇としての歌舞伎論は別として、その独特の味は造形美だと思ふ。物語により展開する俳優の芸、動作等の動きながらの美しさ。刻々動きながら美を創造する。これが歌舞伎の神髄だと思ふ。雁治郎の芸、まさに至芸といえる。彼のどの動きの瞬間をとらえても見事な画だ。美しさに見とれた。人間国宝宜なるかなである。歌舞伎は、物語は義理人情の世界で古い、芸が様式化されている等、若い人の関心が薄く、当日の入場も少なかつたが、伝統の芸術であり、もっと観賞してほしい。あの様式化された芸に独特の美が表現される。西洋芸術でいえば、バレエと対比されるべきか。

先般、前進座の山本周五郎の「さぶ」を見て心を打たれた。その所感に別にゆずるが、本格的な演劇を観賞するにつけ、ほんまの劇場がほしいとつくづく感ずる。

(市長)

五号以下のもの、または定格出力が〇・六瓩以下のものは六百五十円(旧・五百円)▽総排気量が〇・〇五瓩を超える〇・〇九瓩以下のもの、または定格出力が〇・六瓩を超える〇・八瓩以下のものは千円(旧・八百円)▽総排気量が〇・〇九瓩を超えるもの、または定格出力が〇・八瓩を超えるものは千三百円(旧・千円)

●軽自動車▽二輪のもの(側車付も含む)は二千円(旧・千五百円)▽三輪のものは二千六百元(旧・二千円)▽四輪以上のもので、乗用の営業用は五千二百円(旧・四千五百円)、乗用の自家用は五千九百元(旧・四千五百円)、貨物用の営業用は二千九百元(旧・二千五百円)、貨物用の自家用は三千三百円(旧・二千五百円)▽もっぱら雪上を走行するものは二千円(旧・千五百円)

【特別土地保有税関係】

特別土地保有税も、住宅用地以外の宅地等(田、畑以外の土地)に對して、今年度から五十三年度までの三年間、固定資産税の場合に準じて負担軽減のための調整を行います。また、新しく土地の所有者と取得者に対して、公益のための使用、天災など特別な事情がある場合の減免措置が実施されることになりました。

【ガスの使用料関係】

ガスの使用料金に對してかかるガスの税率が百分の三から百分の二に引き下げられました。実施は五十二年一月一日以降の使用分からなっています。

●小型特殊自動車▽農耕作業用自動車(刈取脱穀作業用自動車

市が機構改革

総務部庶務課を統廃合

市は事務の合理化をはかるため、四月一日、総務部庶務課を廃止して、行政文書係を市政室へ、管財係を財政課へそれぞれ統合。また、今年度から三か年計画により家屋の一斉再評価事務を進めるため、

軽自動車税

軽自動車等の

売買時は
買主に課税

軽自動車等の売買をされた場合で、売主がその売った軽自動車等の所有権を留保(例・月賦などで自動車を買った場合、代金支払が

済むまで買主の名義にしないという場合など)している時は、買主に税金がかかるようになります。また、軽自動車等を売買した場合、市が買主の居所などが不明なときは、売主は市に對して、買主の住所、氏名、勤務先等を記載した報告書の提出が義務づけられました。

※手数料も変わります

◆このほど、戸籍手数料令が改正され、今月から戸籍の謄・抄本の手料は、枚数に關係なく一通につき二百円になります。

戸籍の謄・抄本は
1通 200円に

の主なものは、次の通りです。旧料はそれぞれ七十円でした。

- ◆戸籍の謄・抄本等を郵便で請求されるときは、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。特に、定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の場合、料金はわずか十円ですから、手軽に利用できます。なお、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっていますので、録に関する証明・教育に関する証明・市税、公課に関する証明・公簿、公文書の謄抄本交付・無職無収入、扶養家族に関する証明・営業、職業に関する証明……一通 百円(七十円)
- ▽印鑑に関する証明……一通 百円(八十円)
- ▽印鑑登録手帳の再交付……一通 百円(無料)
- ▽住所に関する証明・土地に関する証明・建物に関する証明・土地、建物その他被害に関する証明・公簿、公文書、図書の閲覧……一件 百円(七十円)
- ▽配給通帳の再交付・米穀販売業者登録申請の取り扱い……一通 二百二十円(百五十円)
- ▽土地境界立会……一件 千円(三百円)
- その他、四月から、督促手数料が一件 五十円に、納税証明手数料が一通 七十円に改定されています。

印鑑証明は
1通 100円に

●家屋の一斉再評価にご協力ください

今月下旬から、家屋一斉再評価のため市職員が訪問します。調査のご協力をお願いします。

市民のみなさんに、防災について考え、話し合う機会をもつとともに、防災に対する関心と意識を深めてもらおうと、昨年十月、全世帯（二万九千四百九十六世帯）を対象に「防災に関する意識調査」を実施しました。回答数は二万五千二百九十九世帯で六九・五％の回答率でした。

防災に関する意識調査

アンケート結果

この調査では、防災全般について十八項目の質問をしました。その結果をみると、市民が一番恐ろしいと感じている災害は①地震②火事③風水害の順でした。また、防災関係機関に対する意見、要望等も大半が地震、火事に関するものでした。

都市機構の過密化がますます増大する今日では、防災対策への要求は強くなり、とりわけ地震、火災時の災害の拡大防止対策などが大きなウエートを占めていることが、調査結果にもあらわれています。

総体的には、市民の防災に対する関心は高いように思われます。市では、この調査結果に基づいて①避難場所、避難路については今後、都市計画の上からも、さらに検討を加えて、地域環境の整備を促進②市民へ避難場所の周知徹底とともに、市民に対する正しい

は三五・四％。これに対し、「あまり安全とはいえない」三九・九％、「危険である」一三・七％と、何らかの危険を感じている人は五三・六％と、過半数の人が自分の住んでいる地域で災害が発生する危険や、発生した災害が拡大する危険を感じながら生活していると言えそうです。

市街密集地域と農村地域とを比較してみると危険意識に大きな差があり、市街密集地域では過密な居住状況のうえに交通量が多く、しかも避難場所がないなどの原因で、危険意識が非常に高いが（明徳地区で六九・五％）、農村地域ではそれほどでもなく（末恒地区で三一・三％）、地域により安全

度は対する感じ方もちがっています。【地震時のとっさの行動】昭和十八年の鳥取大地震（震度六）程度地震が起きた場合の行動については、「気が動転して何もできないと思う」二三・四％とわずかで、「冷静に物事に対処できると思う」三三・三％、「多少あわてる



▼昭和18年9月10日午後5時36分50秒。震度7・4の激震に見舞われ、一万三千二百九十五戸が全壊。

【災害の恐怖度】一番恐ろしいと思っている災害は「地震」五七・四％、「火事」三四・一％、「風水害」三・五％の順。

過半数の人が「安全でない」

【生活環境の安全度】自分が住んでいる住宅のまわりが災害に対して「非常に安全である」一・六％、「まあ安全である」三三・八％と、一応安全だと思っている人

【石油ストーブの実態】昭和五十二年十月からは移動式の石油ストーブは、すべて自動消火装置のないものを使用しなければならぬことになっていますが、現在自動消火装置のついていない石油ストーブを使っている家庭は四二・七％と、低い普及率でしかありません。

【ふだんの災害への備え】①毎晩寝る前に火元の点検をしている②ふる桶に水を張っている③家族で避難対策などについて話し合っている④非常持出袋を用意している⑤バケツに水を入れている……などとなっています。

【高層建物と避難】ホテル、デパートなどの高層建物へ入ったとき、非常口や避難器具がどこにあるか注意してみるか、との問いに対して、「必ず注意してみよう」一〇・一％、「一応注意してみよう」四三・五％と、約半数の人が注意していますが、「あまり注意してみない」三一・四％、「注意してみたいことがない」七・七％と、高層建物での火災等に対する危険意識は、まだ低いと言えます。

【地震に対する心配】大地震が起った場合、どんなことが心配かとの問いに対しては、①火事の発生②家が倒れること③家族や親類・知人などの安否④水道・ガス・電気などがとまること⑤避難場所がない……などの順になっています。

【消火器の有無】消火器のある家庭は六二・三％でしたが、農村地域（大郷地区八八・六％）はかなり高いが、市街地域（久松地区五〇・五％）は全体的に保有率が低くなっており、さらに積極的な消火器の普及に取り組みなければなりません。

防災組織は13の地域に

【地域防災組織の実態】「組織がある」二八・七％と市全体で三分の一の地域に防災組織がありま

恐ろしいのは「地震」そして「火事」

80%の人が「防災訓練は必要」

す。しかし、農村地域では消防団組織があるためか、防災組織率は高いが、市街地域での防災組織率はぐんと低くなっています。

また、防災組織の

日ごろの活動としては、①消火器を用いたの消火訓練②消火器の設置③通報連絡訓練④避難訓練⑤応急救護訓練などの順でした。

【防災訓練について】地域での避難、救急、救護、消火などの実地訓練の必要



◀昭和27年4月17日。被災地帯・五千二百七十四世帯を出した鳥取大火。

性を聞いてみると、「訓練は必要であり実施する場合は必ず参加したい」一七・九%、「訓練は必要であり実施する場合は都合がつけば参加したい」五四・三%、「訓練は必要だと思いが参加はできない」七・五%と、かなりの人が訓練は必要だと考えています。

【避難路と避難場所】市では、大地震等における延焼火災等に対処するため、市街地域を中心に、市民スポーツ広場、久松公園一帯、学校のグラウンドなど九か所の広域避難場所と児童公園等二十七か所、学校、保育所の屋外運動場を一時避難場所としています。

震の発生に備えて避難路、避難場所を決めていますか、との問いに對して、「決めている」が避難路で三〇・三%、避難場所で三二・六%と、わずかで、半数以上の人は「決めていない」「決める必要はない」と答えています。

また、決めている避難路、避難場所が「安全だと思ふ」と答えた人は、それぞれ四九・二%、六三・七%でしたが、市街地域では、地震発生時に二次災害としての火災発生や延焼の危険性が非常に大きいためか、農村地域に比べ、危険性を感じながらも「決めている」人は多く、地域の特性を示しています。

【鳥取大地震の体験】昭和十八年に発生した鳥取大地震を体験した人がいる家庭は五三・七%でした。

市民の意見・要望・体験

◆防災についての意見と要望

▽消火訓練だけでなく、避難、救助など防災全般についての訓練を実施してほしい▽二次災害防止対策として、道路の拡張、避難場所の確保、人口過密防止など地域環境の整備などについて、根本的に検討してほしい▽道路上の不法

◆防災組織について
▽消火訓練だけでなく、避難訓練も含めて、組織としてたびたび訓練する必要がある▽昼間の防災対策として、老人、婦人を対象とした組織づくりや訓練が必要と思われる▽組織も必要だが、平素の町民相互の協力、助け合いが肝要である▽町内会などの小単位で防火講習会や防災に関する各種PRなど積極的に実施してほしい。

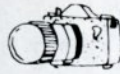
◆地震体験者の教訓など

▽まず落ち着いて火気の始末をしてから、安全な戸外へ避難すること▽戸外に避難する余裕のない時は、屋内の丈夫な家具、建具の空間を利用して一時待避をする▽平素から救助用工具(ボール、のこ、ジャッキ、ロープなど)を準備しておくこと▽救急薬品や非常食の準備をしておくこと▽戸外に避難する時は、あわてないよう帽子、ずきん等をかぶり、頭上の落下物に注意のこと▽大地震の前には、必ず予震がある。落ち着いて冷静にできるだけのことをしておく▽二階にいる時は、あわてて降りる必要はない。むしろ二階の方が安全である▽母屋が倒れても、便所やふろ場の残ったものが多くあった。一番安全である▽平素から家族の間で、避難場所や通路をよく確認しておくこと▽日ごろから実地訓練を重ねていくことによ

鳥取大地震の資料収集にご協力ください

昭和18年に発生した鳥取大地震の資料を集めています。当時のままの家、崖など、また写真や文献など、市政室(☎230)へお知らせください。ご協力をお願いします。

カメラ赤



智頭街道の緑化事業が進められて
います。

※智頭街道にグリーンベルト



ツツジ・プラタナス
ジンチョウゲ

▲街路緑化のひとつ、ツツジ、ジン
チョウゲが花をつけるのが楽しみ。

樹帯を整備しました。

植えられているのは、高木の高
さ四呎のプラタナス(六十九本)、
低木として、高さ〇・六〇〇・七
呎程度のドウダンツツジ、サラサ
ドウダンツツジ、高さ〇・五呎程
度のジンチョウゲ(白)、フ入りジ
ンチョウゲ(赤)の四種を合計三千
六百三十一本です。

今年度は、延長約三百五十呎の
整備を行う予定です。

▲幅二十七呎。サツキ、マメツ
ゲの植栽された中央分離帯が目
に鮮やかだ。

昨年十二月に着工、
五十二年度までの三
か年計画で、歩道(幅
三・三・五呎)内の
車道側一帯を植栽帯
にするもので、今町
地内の国道53号線か
ら西町地内の裁判所
前までの総延長千百
呎の区間を整備しま
す。



※駅前

大型道路

市内では、初めての中央分離帯
つきの道路がお目見えしました。

この道路は駅前土地区画整理事業

の幹線道路の一本で、
駅前から国道53号線
までの百五十呎のう
ち、完成しているの
は約八十呎。
片側二車線、両側で
四車線で道路中央に
はサツキ等が植えら
れたグリーンベルト
を持ち、幅二十七呎
の大型道路になって
います。また、両側
の歩道には花壇も設
けられ、かれんな花
は道行く人の目を楽
しませてくれていま
す。

この他、この事業



横断幕で呼びかけ

マイカー通勤自粛運動

田市長)では、
さらに具体的

いよいよ「マイカー通勤自
粛運動」が開始されました。
実施後、一か月を経過した今、
員会を結成。マイカー通勤自
目に見えてマイカーが減った、
交通渋滞が緩和された、とい
う状態になっていませぬが、
バス会社の調査によると、交
通渋滞地区の朝の通勤バスの
運行が多少早くなったとのこ
とで、正常運転を取り戻しつ
つあるようです。
交通対策本部(本部長・金
お願いたします。



袋川(若桜橋・花見橋間)にガ

※袋川に「ガチヨウ」と「アヒル」

かわいいがってください…

チヨウ六羽とアヒル三羽が放され、
市民に愛きようを振りまいていま
す。可愛がってください。

このガチヨウとアヒルは、久松
公園の水きん舎にいたもので、今
年度、この水きん舎など動物舎は
取り除かれ、米蔵跡地として整備
されることになっていませぬ。

袋川に放されたのは先月十五日
で、久松・遷喬・日進小学校の生
徒の手で、大勢の市民の見守る中
で行われました。

▲「ガチヨウ」六羽と「アヒル」
三羽。犬を放したり、けしかけた
りしないで…。

では、国鉄山陰線に沿った停車場 道（停車場県庁線）（幅二十七メートル） ことになっています。 布勢線（幅二十五メートル）、停車場卯垣 の拡幅など幹線道路が整備される 線（幅二十五メートル）のほか、若桜街

▼吉成に完成した「美保地区公民館・保育所」の合同建物。



美保地区公民館・保育所が同居

市内では はじめて……

このほど、館が三階を主に使うようになって 吉成に鳥取市 います。 公民館の施設として、和室、料 公民館と保育 理講習室、図書室、研修室、談話 所が同居する 室兼展示室、会議室（二室）など 建物が完成し があり、地区住民の親睦、研修等 ました。 地域活動に大いに活用されていま ました。 これは美保 育所の施設は、各部屋で調整 地区公民館と 保育所で行われてい 美保保育所で、できる暖房完備した乳児室、ほふ 鉄筋コンクリ 保育室（五室）、遊戯室、 ート造三階建 保育室（二室）などで、百八十人 （延約千三百 児の保育が行われています。 保育所が一、 総事業費は公民館、保育所を併 二階を、公民 せて約二億五百万円です。

由多香（相生町）本庄伯耆坊（西 品治）向山勝博（吉成）大坪天涯 （市内勤務）有田とし江（永楽温 泉町）

市民会館 今月のおもな催し

- 1日 紫紅会ピアノおさらい会 (無料)
- 2日 鉄砲太郎ショー (有料)
- 5日 小林 旭ショー (有料)
- 7日 上田マサキとサウツアーサウス (有料)
- 12日 佐々木正嘉ピアノリサイタル (有料)
- 15日 映画鑑賞会 (有料)
- 16日 喜多流春の会 謡曲仕舞 (無料)
- 22日 花まつり子供大会 (無料)
- 23日 おここの会 (無料)
- 29日 茶道裏千家10周年記念大会 (有料)
- 30日 春祭り・ちびっ子マンガ映画大会 (有料)
- 31日 鳥取演劇鑑賞会5月例会・俳優座「どん底」(会員制)
- 4日 第22回中国地区保育事業研修大会 (関係者)
- 5日 鳥取大学開学記念合同コンサート (無料)
- 6日 二葉百合子リサイタル (有料)
- 7日 浅香布美代劇団公演(有料)
- 7日 フォークコンサート「帰ってきたあのね」(有料)

市民文芸作品コンクール

内藤美江子さんら入賞

市教育委員会が募集していた、第 十五点、随筆十七点)の作品が寄 十六回市民文芸作品コンクール” せられました。(敬称略) の入賞者が次の通り決まりました。 (俳句)▽入賞▽本庄不見(西品 入賞作品は、鳥取文芸懇談会が 治)佐々木徳永(秋里)岩田房子 刊行する文芸年鑑に掲載されます。 (吉方町)▽佳作▽吉田蕉悠(立 今回は二百十人の人から七百三 川町)松田尚(立川町)石原正季 十六点(俳句三百十六点、川柳二 田(野坂)石野年告(上町)前田 百三十六点、短歌百五十二点、詩 吟月(横枕)

- 【川柳】▽入賞▽内藤美江子(永 楽温 泉町)
- 大塚 豊茂 町)
- 中森 葉士 人正
- ▽佳 作
- 小 林

郷土シリーズ(1)



を 発 刊

1部 300円

市教育福祉振興会では、久松山 とともに鳥取市の象徴である「旧 袋川」の過去、歴史を知ってもら おうと、このたび小冊子「袋川」 を刊行しました。貴重な資料、写 真も豊富に盛り込んだ楽しい読み 物(70ページ)となっています。 購入ご希望の方は、市教育福祉 振興会(西町2丁目・福祉文化会 館内・☎24-6766)へ申し込んで ください。価格は一部300円です。

6月から 印鑑登録と 証明書交付申請の 手続きが 変更になります

の日には登録手帳の交付はできません(代理人による申請は全部この方法で行います)。①このことは改正していません。

②本人自らが来庁された場合、次のいずれかによって本人であることが確認できる場合は①の文書照会を省略して、その日に受理します。

▽官公署発行の写真を張り付けた各種免許証・外国人登録証・官公署、会社、工場等が発行した写真を張り付けた身分証明書等の提示

①(改正)官公署発行の写真と張り付けた各種免許証・身分証明書・外国人登録証の提示(会社、工場等が発行した身分証明書では受理できません)

▽鳥取市職員に面識があり、その職員が窓口で証明した場合

①(改正)この方法は廃止しました

また、印鑑登録手帳を持参されない場合は、いくら本人ということとがわかっていても、証明書の交付は絶対にできませんので、申請の際には必ず登録手帳を持参してください。

ます。

▽新しい取り扱い方法として、鳥取市に既に印鑑登録をしている人により、申請人が本人に相違ないことを保証した書面(保証人が印鑑登録済印を押し印した保証書)の提示があれば、受理できるようにになりました。

【印鑑登録証明書交付申請について】

代理人により印鑑登録証明書の交付申請をする場合の手続きが、次の通り簡単になりました。

▽交付申請書に印鑑登録手帳と委任の旨を証する書面(代理人選任届)を添えて提出

①(改正)交付申請書に印鑑登録手帳のみを添えて提出(代理人選任届は要らなくなりました)

なお、印鑑登録手帳を持参されない場合は、いくら本人ということとがわかっていても、証明書の交付は絶対にできませんので、申請の際には必ず登録手帳を持参してください。

水道局 水道週間(6月1日~7日)



「パッキンの無料取替え」を実施

市水道局は、6月1日から7日しているじゃ口のパッキンを、週までの水道週間中に、次の行事を行います。

- ▽水道相談室の開設(市役所玄関ホールに水道相談室を設け(日曜日と土曜日午後は除く)、水道に関する相談を受けます。
- ▽パッキンの無料取替え(漏水課受付で販売します)
- また、水道修繕セット(200円)を水道相談室、水道局業務課受付で販売します。

全市一斉清掃日

鳥取市を美しくする会(会長・浜野二郎自治連合会長)では、5月16日(日)を春の「全市一斉清掃日(午前7時開始)」と定め、市民の自主的な参加を呼びかけています。

青島で「こどもまつり」

***** 5月16日(日) *****



5月16日(日)、ヨットやカッターなどの浮かぶ湖山池の青島で、初めての「こどもまつり」が開かれます。

これは、市、市教育委員会、鳥取青年会議所、市青少年育成市民会議、市社会福祉協議会などが「自然の中で子供たちを思い切り遊ばせよう」と計画したものです。主な内容は次の通りです。

- ※15日(土)※ 前日祭として、ポイイスカウトなどが参加してキャンプ村を設営。
- ※16日(日)※ 親子釣り大会▽絵画コンクール▽水鉄砲を作って楽しむ会▽湖山池の伝説を聞く会▽囲碁、将棋大会▽自転車駅伝競走▽タイムハイキング——など、たくさんのお楽しみがあります。また、ゲーム広場、子豚と遊べるコーナーなども計画。
- ちびっ子諸君、16日は青島に集合だよ！
- もっと詳しいことは市立児童会館(西町二丁目・☎22-4318)へどうぞ。

ちびっこ諸君！全員集合！！

とっとり市報289号 昭和51年5月1日 鳥取市総務部市政室編集発行 (鳥取市尚徳町二一六) ☎三二一八一

☆健康

※生ポリオワクチンの投与

(第2回)

生ポリオワクチンの第2回投与を、次の日程で行います。対象児のある家庭は、この期間に必ず受けさせてください。

▷対象児＝昭和50年7

月1日～12月31日の出生児と、それ以前の出生児で、まだ投与が2回終わっていない乳幼児

▷料金＝無料

▷とき＝午後1時30分～3時

▷ところ＝福祉文化会館(西町2丁目)

▷受けてはいけない子＝熱があったり下痢、結核、重い心臓病にかかっている子、病後の衰弱児や栄養障害児、種痘やはしかの予防接種後4週間以内の子、そのほか医師が投与を不適当と認めた子

▷その他＝申込書と予診票に必要な事項を記入して、母子手帳と一緒に持参してください。



対象校 区	投与日
	第2回
醇風 城北 浜坂 大正 東郷	5/21日(金)
久松 修立 面影 米里 津ノ井	5/24日(月)
明德 富桑 稲葉山	5/25日(火)
日進 賀露 湖山 神戸 末恒 美和	5/26日(水)
遷喬 美保 倉田 世紀 湖南 明治	5/27日(木)
全市補足	5/28日(金)

★対象校区で投与を受けることができなかった人は、他の校区で受けてください。

※乳児検診

生後6か月の乳児を対象に乳児検診を行います。

この期間は赤ちゃんの心身の発育、栄養の転換

などに大切なときですので、対象児のある家庭は必ず受けさせてください。お母さんが同伴できないときは、妊娠中や出産後の発育状態などがわかるようにしてきてください。

▷受ける人＝昭和50年11月生まれの乳児

▷ところ＝福祉文化会館(西町2丁目)

▷とき＝午後1時～3時 ▷料金＝無料

母子手帳を持ってきてください。



検診日	校 区
5/18日(火)	神戸 美和 倉田 面影 東郷 大正 世紀 湖南 末恒 湖山 城北 賀露 浜坂 明治 米里 津ノ井
5/19日(水)	上記以外の校区

「乳児検診」・「生ポリオワクチン投与」などで

福祉文化会館へおいでの場合

自家用車はご遠慮ください

今年度は…

5月が固定資産税の第1期納付月です

— 納期は5月17日～31日 —

※3歳児健康診査

次の日程で3歳の幼児を対象に総合的な健康診査を行います。

対象児のある家庭へは健康診査通知をしていますが、万一、通知が届かない場合でも、おいでください。

▷受ける人＝昭和47年11月生まれの幼児

▷ところ＝福祉文化会館(西町2丁目)

▷とき＝午後1時～2時30分

▷料金＝無料

母子手帳を持ってきてください。

お問い合わせは鳥取保健所へ(☎22-5161)

健康診査日	校 区
5/19日(水)	久松 醇風 遷喬 修立 日進 明德 富桑 賀露
5/20日(木)	上記以外の校区

★昭和47年6月～10月生まれの幼児で未受診の人も、受診されても結構です。

※ガン検診

次の日程で胃ガン検診を行います。希望者は厚生課(☎303)に申し込んでください。(料金無料)

▷受付時間＝午前8時30分～10時30分



区 域	検 診 日	検 診 場 所
神 戸	5/27日(木)	神戸地区公民館
美 穂	5/28日(金)	美穂地区公民館

子宮ガンの受診申し込みはいつでも厚生課で受け付けており、市内の指定医療機関で受診していただくことになります。(料金無料)

家庭の日

毎月第3日曜日……今月は16日

※救急病院

鳥取市の救急病院は次の4病院です。

★日赤病院(尚徳町・☎22-6121)

★県立中央病院(江津・☎26-2271)

★市立病院(幸町・☎23-6211)

★星野外科小児科医院(青葉町2丁目・☎22-5105)

なお、協力病院として鳥取生協病院(末広温泉町・☎24-7251)があります。



※日本脳炎予防接種

対象 3歳以上の市民(保育所、幼稚園、小、中学校の児童生徒にはそれぞれの施設で実施します)

料金 3歳～中学生は無料。大人は1人1回300円(生活保護世帯、市民税が非課税または均等割額世帯の人、65歳以上の人(明治44年以前に生まれた人)は無料になりますので証明できるものか市民税納入通知書を持参してください)



回数 この接種を初めて受ける人は1週間の間隔で2回接種、毎年受けている人は1回接種で終了

時間 午後1時30分～3時

受けてはいけない人 熱が高い人、心臓血管系・腎臓・肝臓に疾患のある人、糖尿病患者、かっけ・アレルギー体質(けいれん性)の人、妊産婦、病後の衰弱者、そのほか医師が接種を不適当と認めた人

区域	接種場所	接 種 日	
		第1回	第2回
大 和	大和地区公民館	5日(火)	8日(火)
明 治	明治地区公民館	19日(水)	26日(水)
東 郷	東郷地区公民館	20日(木)	27日(木)
美 穂	美穂地区公民館	21日(金)	28日(金)
湖 南	湖南地区公民館	31日(月)	5日(月)
大 正	大正地区公民館	31日(月)	5日(月)
稲葉山	市農協稲葉支所	5日(火)	8日(火)
浜 坂	浜坂地区公民館	5日(火)	8日(火)
米 里	米里小学校	2日(水)	9日(水)
倉 田	倉田地区公民館	2日(水)	9日(水)
豊 実	豊実地区公民館	3日(木)	10日(木)
久 松	久松小学校	3日(木)	10日(木)
津ノ井	津ノ井小学校	4日(金)	11日(金)
富 桑	富桑小学校	4日(金)	11日(金)

※休日急患診療所

日曜日や祝日など休日に急病人が出たとき、患者が安心して治療を受けられるようにと、富安1丁目の付属準看護学院内(南中学校横)に設けられています。ご利用ください。

診療時間は午前9時から午後5時まで。

☆講習会

◆危険物取扱い者試験準備講習会

試験日は6月中旬の予定◇講習会＝乙種第4類は6月7日(月)～10日(木)、丙種は6月11日(金)、12日(土)◇補習日＝乙種第4類は6月14日(月)◇時間＝午前9時～午後4時30分(土曜日は正午まで)◇場所＝市消防本部(行徳)講堂◇申し込み＝5月13日～22日・市危険物保安協会(市消防本部内☎23-2301)

◆防火管理者資格の取得講習会

◇日時＝5月20日(木)21日(金)午前9時～午後4時30分◇場所＝市消防本部3階講堂◇受講料＝2,500円(法規集、テキスト代など)◇申し込み＝5月15日(土)までに市消防本部警防課予防係(☎23-2301)へ

ドライバーのみなさんへ

マイカー通勤の自粛を

☆相談

合同相談所

人権問題、近隣とのいざこざ、家庭内の問題、官公庁への苦情、そのほか困りごとのある人は、ご相談ください。(相談料 無料)

日時 5月17日(月)午前10時～午後3時
場所 福祉文化会館3階(西町2丁目)
担当 鳥取地方法務局、鳥取行政監察局、鳥取地方裁判所、鳥取家庭裁判所、国税局税務相談室、鳥取市社会福祉協議会、鳥取市

5・6月の法律相談

(県弁護士会担当)

一満員になり次第締め切ります

相談日

- 5月14日(金)
- 6月15日(火)

相続・遺産、土地の売買や登記、家族問題などでお困りの方は、市民相談室(☎209)に申し込んでください。(相談料 無料)

年金の相談所

年金について色々なご相談に応じています。

▷とき=5月10日(月)25日(火)
午前10時～午後3時

▷ところ=市役所玄關ホール

▷相談員=鳥取社会保険事務所係官

☆催しもの

- ◆市民会館展示場(☎24-9411)▷1～3日 洋ラン展▷4～6日 第10回チャール会鳥取展
- ◆福祉文化会館(☎24-6766)▷1～4日 盆栽展▷7～10日 正風遠州流因幡支部・花展▷20～23日 丹丘会・春の展覧会▷22～24日 漣会・ちぎり絵展示発表会▷28～30日 柳泉会・かな書道展覧会▷28～31日 鳥取阜月会・さつき展(展示と指導)▷29～30日 群青・洋画展
- ◆市民体育館(吉成・☎24-5222)▷2021日 市中学校選手権大会(バスケットボール、バレーボール)▷23日 民間企業バレーボール大会▷25日 日本・中国交歓男子バレーボール大会鳥取大会(有)
- ◆県立博物館(☎26-8044)▷30日まで 特別展・世界の貝(有)

= (有)は有料です=

5月1日現在で、『商店についての国勢調査』とも言われる『商業統計調査』が実施されます。ご協力をお願いします。

お問い合わせは企画室(219)へ。

商業統計調査にご協力ください……

○初心者テニス教室○

市民体育館では、次の通り『初心者テニス教室』を開きます。▷とき=6月9・17・24日、7月1・8・15・22・29日の午後6時～8時30分▷ところ=市民体育館(吉成)▷参加料=1,500円(テキスト、ボール、スポーツ保険代)▷初日(6月9日)に持参。▷定員=40人▷申し込み=5月29日(土)午後5時までに市民体育館(☎24-5222)へ。

☆募集

市民教養講座

中央公民館では、今年も次の通り『市民教養講座』を計画しました。お気軽にどうぞ。

受講できる人 市内に住んでいる成人(学生は除きます)

講座科目と日程 ①和服の着付=5/10～11の土曜日②万葉集=5/11～12の月曜日③魚拓と釣り=5/12～13の水曜日④アマチュア写真=5/13～14の木曜日⑤郷土の文化財=5/14～15の土曜日⑥時の動き=5/15～16の水曜日⑦手まり=5/16～17の火曜日⑧日本人形づくり=5/17～18の土曜日⑨ちぎり絵=5/18～19の土曜日⑩押絵=5/19～20の月曜日⑪毛筆書道=5/20～21の月曜日⑫七宝焼=5/21～22の月曜日⑬ペン習字=5/22～23の火曜日⑭水彩画=5/23～24の火曜日

講座回数 各科目とも5回

乳幼児・婦人・家庭教育学級

中央公民館では、乳幼児学級(18学級)・婦人学級(6学級)・家庭教育学級(18学級)の3学級の参加者を募集しています。

これは、6月から来年1月までの間に20時間以上の学習時間を設け、1学級30人以上の人員で自主的な運営により、学んでいこうとするものです。

申し込み、お問い合わせは中央公民館へどうぞ。

母と子の公民館活動

中央公民館では、今年新しく『母と子の公民館活動』を進めていきます。

これは、母と子供の読書活動とグループ活動を通じて、子供の情操を豊かにし、あわせて母と子の連帯感を深めようと、計画されたものです。ご参加ください。

▷対象=市内に住んでいる小学校低学年の児童と母親▷活動の内容=①図書の貸出(福祉文化会館内の市民図書室で日曜・祝日を除く毎日)②読書指導(毎週水、金曜日の午前9時～午後5時、市民図書室で)③グループ活動(6月～12月の間、親と子供30組の定員で、文化図工とスポーツの2グループの指導をします)▷経費=無料ですが、教材費、交通費などが要る場合があります。▷申込場所=中央公民館▷申込期間=5月20日(木)まで

年金証書の提出を!

次の年金を受けている人は、5月分の年金を受け取り、6月30日までに年金証書を市役所1階保険年金課へ提出してください。



▷老齢福祉年金(特別老齢給付金も含む)受給者▷障害福祉年金受給者▷母子福祉年金受給者

証書の提出がない場合は、9月分から年金を受けることができなくなります。ご注意ください。

開設場所 ①～⑦の7科目は福祉文化会館▷⑧は久松小学校▷⑨は修立小学校▷⑩は醇風小学校▷⑪は遷喬小学校▷⑫は富桑小学校▷⑬は日進小学校▷⑭は明徳小学校

開設時間 ①・④・⑤・⑦は午後2時～4時▷②・③・⑥は午後6時～8時▷⑧～⑭は午前10時～正午

定員 各科目とも30人

受講料 1科目 300円(テキスト代や教材費は別に必要です)

申し込み 中央公民館(西町2丁目・福祉文化会館2階・☎23-9637)に準備している申込用紙に必要事項を記入し、受講料を添えて申し込んでください。

電話、ハガキによる申し込みも受け付けますが、後日、締め切りまでに、所定の申込用紙に受講料を添えて申し込んでください。

申込期間 5月10日(月)～6月10日(木)の日曜、祝日を除く毎日午前9時～午後5時。ただし、土曜日は正午まで。

働く婦人の教養講座

市働く婦人の家では、市内に住んでいる勤労婦人と勤労者家庭の主婦を対象に、次の通り教養講座を開きます。お気軽にどうぞ。

講座科目と日程 ①家族の食卓づくり=5/10～11の月曜日②趣味の家庭園芸=5/11～12の水曜日③七宝焼=5/12～13の金曜日④パーティー料理=5/13～14の木曜日⑤お茶の入れ方=5/14～15の土曜日⑥ふるさとの味=5/15～16の月曜日⑦ペン習字=5/16～17の水曜日⑧俳句=5/17～18の金曜日⑨美容と健康=5/18～19の木曜日⑩手あみ(かぎ針)=5/19～20の土曜日

講座回数 各講座とも5回

開設場所 働く婦人の家(西町2丁目・福祉文化会館内)

開設時間 ①～③・⑤～⑦・⑩の7科目は午後2時～4時▷④・⑧・⑨の3科目は午後5時30分～7時30分

定員 各科目とも30人(ただし、①・④・⑥はそれぞれ40人)

受講料 1科目 300円(テキスト代や教材費は別に必要です)

申し込み 働く婦人の家(福祉文化会館3階・☎24-2704)に準備している申込用紙に必要事項を記入し、受講料を添えて申し込んでください。

申込期間 5月17日(月)～31日(月)までの火曜日を除く毎日午前9時～午後5時

眼の不自由な人も
車いすの人も

歩きよい街づくりが進む!!

安心して
歩ける



中村時江 (51)

鳥取市が身体障害者福祉モデル都市として、私達身体障害者のために積極的に環境整備を進めていただいております。市長さんをはじめ関係者の方々に深く感謝していただきます。

白いつえを頼りに歩く私達は、

いままでの
苦勞が夢のよう



吉村鉄之助 (60)

このたび鳥取市が、身体障害者福祉のモデル都市として国の指定をうけ、横断歩道のスロープ化をはじめ、交差点の点字ブロック、音響式信号機の設置、公共施設の改良等画期的な事業を実施され、身障者のための環境づくりに努力されたことを協会の役員からお伺

年ごとに増加をし
ていく車、その騒音
に妨げられて歩行困難
となり、立ち止まること
もしばしばです。最近はず
な交差点に音響式信号機がつ
き、また、各所に点字ブロック
が設置されまして、足に触れては
安心して横断することができま
すので喜んでいきます。

またガイドヘルパーの設置や声
の広報など、長い間の念願がかな
えられることも嬉しいニュースで
す。目まぐるしいほどに発展して
いく社会とともに、私達盲婦人も
これに適應できるように努力して
いきたいと思っておりますので、今後と
も皆様方のご理解ご協力をお願い
申し上げます。(吉方町二丁目)

いし、深い感激を覚えました。

早速、愛車(車いす)に鞭うって市
役所と市民会館に行ってみました
が、横断歩道の段差もなく車いすの
ままスムーズに移動ができ、いまま
での苦勞がまるで嘘のようでした。

市長さん、市も不況で財政事情
も苦しいことはよくわかりますが、
近く鳥取駅の高架事業も予定され
ておりますので、これからもさら
に充実した施設改良に取り組んで
下さい。そして身障者が楽しく社
会生活の輪を拡げることができま
すよう、心から願っております。

(吉方温泉四丁目)

歩く
ことが
楽しく
なった



大西雅広 (33)

市内の目抜通りに敷設された点
字ブロックは、目指す施設や店舗
を探す基準ともなり、歩く楽しさ
をチョッピリ味あわせてしてくれ
ます。また、音響式信号機の数も
増え感謝しています。これ等の
安全設備が、市内全体にゆき
わたる日の来ることを切望
する次第です。しかし、
それには、日時を要す
ると思っておりますので少



なくとも歩道側の溝や川に、蓋、
または柵のない箇所を総点検し、
我々盲人の転落事故防止に備えて
いただきたいと思えます。全盲の
私達にとって転落ほど恐ろしいこ
とはありません。

最後に「盲人も自由に歩ける街
づくり」には、行政側だけの問題
ではなく、市民の皆さんの暖かい
ご協力をいただきたいのです。例
えば、「ここは、目の不自由な人
も歩くのだ」とちょっとお考えい
ただくだけで歩道上の障害物は
もう少し減るのではないでし
ょうか。(寿団地)

全市民が 心の福祉を



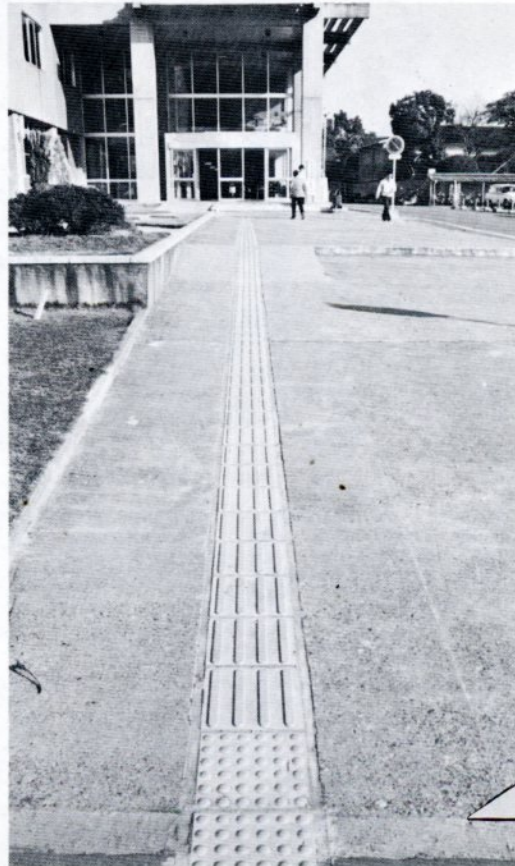
大石 淳
(45)

身体障害者の皆さんが安心して日常生活がおくれるよう、わけても外出して不自由や不幸を感じない環境づくりが積極的に推進されていることを知り、心暖まる思いです。

私は生来の肩こり症で、日ごろ鍼灸師の方々に世話になる機会が多いのですが、眼の不自由なこの方々が人の健康回復のために尽されていることに、敬意と感謝を忘れたことはありません。それだけに、この度の身障者福祉モデル都市づくりには、ひとしを関心がありました。五十年度の事業実績をみて、限られた予算のなかで身体障害者の声を反映しつつ積極的に努力されたことがうかがえうれしく思います。これを機に市民も企業も、福祉都市にふさわしい協力をすべきだと思います。単に施設・設備を整えるだけの問題でなく、身体障害者に対する正しい認識と理解にもとづく心づかいや親切が必要だと感じています。

(湯所町一丁目・会社役員)

鳥取市には視覚障害者が四百八十七人、聴覚障害者が五百九十七人、肢体不自由者が千六百六十四人あり、言語障害者などを合わせると、二千八百四十一人の身体障害者があります。市ではこれら多くの身体障害者の方々が安心して街を歩け、施設が利用できるようにと、昨年、身体障害者福祉モデル都市の指定を受け、積極的に各種の福祉事業を実施してきました。今回はこれらの事業をふり返りながら、福祉モデル都市を考えてみました。



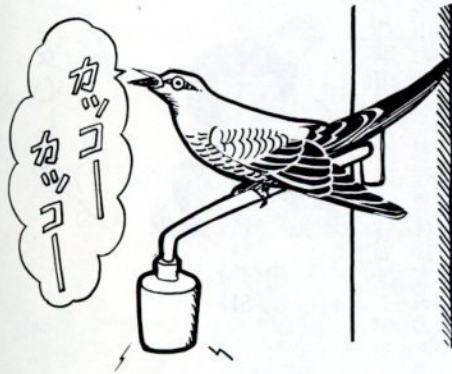
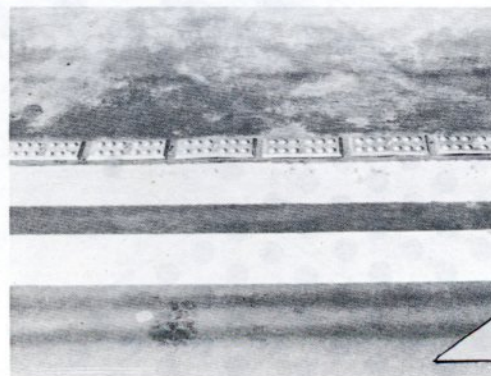
市庁舎玄関へ

誘導ブロック

歩道から市庁舎の玄関まで延びている黄色のブロックは、盲人がその上を歩き安心して歩所にはいれるよう敷設した誘導ブロックです。玄関の自動ドアを過ぎるとこのブロックは総案内所まで通じています。

路側帯にそって鉄製の点字鉞が敷設されました。盲人はこの上をつたって歩きます。路側帯のなかに乗り入れた駐、停車はやめてください。

路側帯にビヨウ



鳥の鳴き声で通りやんせ

主な横断歩道十八カ所に鳥の鳴き声で合図する、盲人用の音響式信号機がつけました。周囲の雑音の大きさに合わせて、鳴き声も自動的に大きくなったり小さくなったりして、盲人に青信号を知らせます。鳴る時間は七時から十九時までです。だが、大切なことは盲人に声をかけ誘導することです。

路側帯の駐車は
盲人に危険



森反悦子

(51)

鳥取市が昭和五十年年度の身体障害者福祉モデル都市として指定され、身体障害者の方々の歩行が容易に、かつ、安全に出来る様なはずの設備が整備されましたことは、誠によろこばしいことです。

だが、このような設備だけで果して身体障害者の方々が、交通渋滞のなかを安心して歩行できるだろうか疑問に思われます。なぜなら、せっかく白線や鉄の釘で歩行者のための路側帯が設けられているのに、そのなかにまで自動車を乗り入れ駐車して、その為に身体障害者の方が道路の中央まで進まなければならない、あぶないこともしばしばあります。

行政のうえで身体障害者の方々の住みよい環境づくりを進められている今日、私達市民もこの様な違反行為は厳にやめることはもちろんのこと、障害者の方々に出会った時は、暖かい手をさし添えてこそ、真の福祉は一步一歩前進することと思えます。

(青葉町三丁目・主婦)



勤労青少年ホームは車いすでOK

青少年体育館も

勤労青少年の交流の場であるこの二施設を、車いすで楽に出はいりできるように改造しました。このほか市庁舎、市民会館、福祉文化会館、市民体育館、県庁なども車いすでOKです。

歩道に点字・誘導ブロック

歩道に敷設した点字ブロックは盲人に注意をうながし、横断歩道やバス停留所、公共施設の位置などを知らせ、誘導ブロックは安心して歩けるよう導いてくれます。

市民会館、福祉文化会館、勤労青少年ホーム、勤労青少年体育館の玄関ドアは自動引戸に改造し、車いすでたやすくはいりができるようになりました。

ドアを自動化に



歩道の段差を解消

車いすが容易に上り降りできるよう六十三カ所の歩道の段差を切り下げました。



旅館もホテルも、そしてデパートもスーパームも一体となって、身体障害者が安心して行動できる環境づくりを進め、市民は障害者に対する正しいエチケットを身につけることによって、福祉のまちづくりができるのではないのでしょうか。



身体障害者へのエチケット

世話のやり過ぎも困ります

身近な関係の夫婦、親子の間でもエチケットがあり、これを欠くと波風がたつ。わけても他人との触れ合いでは、エチケットは社会生活の潤滑油です。そしてこれは紳士、淑女の不变の常識です。

眼の
不自由な
人へ



◇あなたの方から先に声をかけてあげる。盲人はあなたの所在や方向、あなたが誰かを知ることができます。

◇盲人を呼ぶときメクラとかアンマサンなどと言わないこと。

◇盲人、失明者、視覚障害者、視力障害者、眼の不自由な人などが正しい呼び方です。

◇あいさつをかわすときに握手をしてあげる。(盲人はあなたに正対することができ、あなたの身長などを察知して親近感をもちます。)

◇見えないため、最初はあなたの声であなたの人柄を推測しがちですから、穏かにわかりやすく話しかける。気の毒がったり憐れみの態度はとらないこと。

◇道路などで誘導するさい、右側通行の場合あなたの右肘を軽く握らせて同一歩調で歩くこと。

(腕を引張るとか、うしろから押したりしないこと。)

◇部屋の中に盲人がいる場合には、出入りのさい必ず声をかける。(そうしないと盲人は誰が入ってきたか、誰が退席したかわからないので不安です。)

◇部屋の中や集会場などへ盲人を誘導するときには広さ、造り、集まっている人数や主な人などを説明することになります。

耳の
不自由な
人へ



◇聴覚障害者を呼ぶとき、ツンボ、オシなどといわないこと。

(聴覚障害者、聴力障害者、耳の不自由な人、耳やことばの不自由な人などが適当な呼び方です。)

◇聴覚障害者同士が手話で話しているときは、あまりじろじろ見ないこと。

◇聴覚障害者にはうしろや横から話しかけないで、正面から話しかけること。

◇聴覚障害者との会話はわずら

明してあげる。(盲人が場所柄を含んで発言などするさいの予備知識になりませう)また、ドアの半開きは盲人にとって危険です。

◇盲人と食事を共にするときには最初ならべられた皿、食器などの所在と内容とをめたないようい声で伝えてあげる。

◇金銭を盲人へ渡す場合には紙幣や硬貨の単位を言いながら一つずつ渡す。

◇盲人にサービスする場合、あまり細かい世話をやかないで、軽く声で知らせるとか音をたてる程度にする。(世話のやり過ぎは盲人の品位を傷つけるばかりでなく自主的な動きをさまたげ、その結果劣等感を深め、依頼心を助長することに なります。)

わしいものですが、面倒がらず、親切に正面から口をゆや大きく開いてはっきり、ゆっくり話すこと(聴覚障害者は口の動きをよみとることをマスターしています。)

◇口の動きがわからない人や口のきけない人には手に書くなり、紙に書いてあげる。

道路をいっしょに歩くときは車道側をあなたが歩いてあげる。(聴覚障害者はうしろから来る車の音がきこえないので危険です。)

◇耳のきこえない方々の集りの中では、聴覚障害者に話の内容を手話なり、筆談で教えてあげること。

手足の
不自由な
人へ



◇手や足の不自由な人を「カタワ」「チンバ」「ピッコ」「不具者」などと呼ばないこと。(障害者、肢体不自由者、手足の不自由な人、手のわるい人、足のわるい人などが正しい呼び方です。)

◇街を歩いているとき、立止まってみたり、振返ってみたり、ジロジロみたりしないようにする。

◇障害になつた原因などを興味本位に根掘り葉掘りきくことはさける。障害者が街に出ていても病人扱いしたり、すぐ手を貸す必要はありません。困っているときや

援助を求められたときにはじめて手を貸すこと。同情にもとづく言動はむしろ控え目に、必要なときには心よく援助する。

完成した主な
モデル都市整備事業

眼の不自由な人が街を安心して歩けるよう。また車いすに乗った皆さんが思うままに行動できるよう……。そんな心暖かい街でありたいと願って、五十年度に各種の身体障害者福祉モデル事業を進めてきました。その主なものを拾ってみました。

○公共施設の構造整備
市庁舎Ⅱ誘導ブロック敷設・市民会館Ⅱ通路、階段のスロープ化
○福祉文化会館Ⅱ誘導ブロック敷設、便所を洋式に改造
○声の広報の発行

○車いすの配備
市役所二台、市民会館二台、勤労青少年ホーム一台。

○中途失明などで点字の読めない盲人に、市の動きをカセット・テープに吹き込んで毎月届ける。

◇急な坂道や長いのぼり坂での車いすの使用者を見かけたらずを貸してあげる。

◇障害者を特別視したり、無能力扱いをしないことが、障害者に対して最も理解ある態度です。

ホームⅡ入口のスロープ化、玄関ドアの自動化・勤労青少年体育館Ⅱ道路施設の整備
○道路切り下げ六十三カ所、点字誘導ブロック敷設百七十四カ所、道路鏡(びょう)敷設六路線。

○盲人用音響式信号機の設置
県庁前、旧とっとりせん交差点など十八カ所。

印刷・富士印刷株式会社

鳥取市総務部市政室編集発行

鳥取市尚徳町一六〇 三二八一

昭和51年5月1日